

渋川市新生活応援事業助成金 申請該当確認チェック



↓ 全てに で助成金申請該当となります

基本
10
万円

- 1 申請日において40歳未満（双方）
- 2 婚姻日等の前後6か月の間に、転居届又は転入届による住所異動を行った二人の世帯員及びその一方又は双方の扶養義務のある子どものみにより、渋川市内の住宅等（工事請負契約若しくは売買契約により取得した住宅又は賃貸借契約により借り受けた住宅）において、新生活を開始して定住する。

*住民登録は渋川市内である（双方）

婚姻日等

※婚姻日等前後6か月以内に住所異動(転居or転入)

▲婚姻日等前6か月

婚姻日等後6か月▲

婚姻日等

助成金申請日

- 3 婚姻日等から6か月以内の助成金申請
- 4 これまでに渋川市移住定住新生活応援事業助成金及び渋川市新生活応援事業助成金の交付を受けていない（双方）
*二人のうち、一人でも交付を受けていると申請をすることができません。
- 5 申請年度において渋川市移住者住宅支援事業助成金及び渋川市移住支援金の交付を受けていない（双方）
*同一年度内に重複交付を受けることはできません。
- 6 納入義務のある市区町村税の未納がない（双方）
- 7 生活保護法に定める被保護者ではない（双方）
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。（双方）
- 9 2親等以内の親族からの贈与、売買契約若しくは賃貸借契約による新居ではない

※婚姻日等から6か月以内に助成金申請

婚姻日等後6か月▲



↓ で加算該当となります

加算
1.5
万円

〔移住加算〕

- 11 婚姻日等6か月前から助成金申請日までに転入
*初めて渋川市に住民登録する、または渋川市から転出して1年以上経過していることが条件となります。

婚姻日等

助成金申請日

※婚姻日等6か月前から助成金申請日までに転入

▲婚姻日等前6か月



最大1世帯 **20万円**



〔用語〕

婚姻：婚姻届を本籍地又は所在地に提出し、受理され、戸籍上の夫婦関係になること

パートナーシップ宣誓：渋川市又はパートナーシップ宣誓を受けることができる市区町村において、パートナーシップ宣誓をすること

婚姻等：婚姻又はパートナーシップ宣誓

婚姻日：婚姻により、戸籍上の夫婦関係になった日

パートナーシップ宣誓日：パートナーシップ宣誓をしたカップルが、パートナーシップ宣誓書受領証を交付された日

婚姻日等：婚姻日又はパートナーシップ宣誓日

住宅等：工事請負契約若しくは売買契約により、適正な対価を支払い取得した住宅、併用住宅（住宅の他に店舗、事務所等の部分がある建築物をいう。）又は賃貸借契約により借り受けた住宅で渋川市内に所在するもの

ただし、別荘等の一時的に使用し、若しくは売買等の営利を目的とする建物又は、2親等以内の親族からの贈与、売買契約、若しくは賃貸借契約による建物ではないこと。

新居：婚姻等を機に、渋川市内で新しく移り住んだ住宅等

新生活：新居へ転居又は転入し、開始した生活